

4 総防管第 2803 号  
令和 5 年 2 月 15 日

関係団体各位

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

**【3 月 13 日から適用】感染拡大防止の取組について**

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 2 月 10 日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において基本的対処方針が変更となり、国は「マスクの着用」の考え方を見直し、令和 5 年 3 月 13 日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを決定しました。

上記の国の方針を踏まえ、2 月 14 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、3 月 13 日から感染拡大防止の取組を添付資料のとおり変更いたしました。(3 月 12 日までは 1 月末にお送りした、感染拡大防止の取組が適用されます。)

その概要は、①マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重し、②高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場面を、都民・事業者へ周知することとしています。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(電話:03-5388-0567)」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【送付資料】**

令和 5 年 2 月 14 日付け「感染拡大防止の取組」

**【参考資料】**

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 5 年 2 月 10 日変更)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryu/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/kihon_r1_050210.pdf)

# 感染拡大防止の取組

---

令和5年2月14日  
東京都

# 1. 感染拡大防止の取組

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和5年3月13日0時より令和5年5月7日24時まで  
(学校におけるマスクの着用については令和5年4月1日から適用)

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の要請、協力依頼を実施

### ①都民向け

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 感染を拡げないための行動 等

### ②事業者向け

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請、協力依頼

### (基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- 屋内・屋外を問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重するが、高齢者等重症化リスクの高い者などの感染を防ぐため、以下の場面ではマスクの着用を推奨
  - ・医療機関の受診時
  - ・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及び医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
  - ・感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
  - ・通勤ラッシュ等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
  - ・施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

### (感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討すること
- 療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none"><li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li><li>・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシオン」の活用を推奨</li></ul></li></ul>
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼</li><li>・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul></li><li>●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none"><li>・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li></ul></li></ul>

# 3. 事業者向けの要請、協力依頼

## (2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 以下の事項を実施するよう協力を依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・基本的な感染防止対策の実施 なお、令和5年4月1日からは、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。</li><li>・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li><li>・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li><li>・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li></ul></li></ul>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	



### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設の収容定員（※1）		
～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	

※1 収容定員が設定されていない場合

・十分な人と人との間隔（最低1m）を確保：人数上限無し

・人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保：5,000人まで入場可

※「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合は人数上限なし

※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※3 上記の制限は「大声あり」「大声なし」に関わらず適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）



### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (4) その他

##### (職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

##### (ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食	:	大人数の会食、ホームパーティー	等
イベント	:	小規模イベント、結婚式	等
移動	:	都道府県間の旅行	等
その他	:	高齢者施設での面会	等

業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第6版：令和5年2月10日 ※令和5年3月13日より適用)

【趣旨】

○本資料は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめたものです。（今後とも定期的に更新する予定です。）

○下記の項目ごとに最新情報に基づく記載のポイントを記載していますので、各業種の業務内容・業務環境等を踏まえ、個別に見直しを検討して下さい。

【構成】

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

項目		ポイント (旧)	ポイント (新)	最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例）
<b>(1) 感染リスクの評価</b>				
1	感染リスクの評価 ○業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策の実施	<p>→「感染リスクが高まる「5つの場面」」→</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三つの密」</li> <li>・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三つの密」</li> <li>・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。</li> </ul>	<p>→新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」(2020年10月29日)→ <a href="https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf">https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(2022年2月4日) <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisuin/bunkakai/dai12/giisidai_4.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisuin/bunkakai/dai12/giisidai_4.pdf</a></li> </ul>
<b>(2) 基本的な感染対策</b>				
2-1	飛沫感染対策 ○マスクの着用	<p>→適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。→</p> <p>→屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要(人との距離(目安2m)が保てず、会話をする場合は着用。)→</p> <p>→屋内では、人との距離(目安2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。→</p> <p>→病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。→</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。</li> <li>・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。</li> </ul> <p>例えば、</p> <p>感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、</p> <p>客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること</p> <p>マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること等が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_0001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_0001.html</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」(2023年2月10日) <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf</a></li> </ul>
		<p>→その他の感染対策の実施や場面に応じて個別の対人距離を設定している事例もある。→</p> <p>→例えば、イベントの客席等において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、「人と人が触れ合わない距離での間隔」としてしている。→</p> <p>→経団連や遊園地テーマパークのガイドラインでは、マスクの着用や換気の徹底などを前提に、オフィス内や待機列などでの対人距離を設定。→</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人と人が触れ合わない距離での間隔」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2023年2月10日) <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimurenaku_seizen_20230210.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimurenaku_seizen_20230210.pdf</a></li> <li>→経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(オフィス版・製造事業場版)」四訂について(2022年6月17日)→ <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html</a></li> <li>→「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年10月7日改訂)→ <a href="https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf">https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf</a></li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。</li> <li>・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。</li> <li>・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について(改定その8)」(2023年2月10日) <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimu_inshokuten_daisanshanishou_20230210.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimu_inshokuten_daisanshanishou_20230210.pdf</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(2022/7/14) <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisuin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisuin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(オフィス版・製造事業場版)」四訂について(2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html</a></li> </ul>
		<p>○咳エチケット</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。</li> </ul>

(2) 基本的な感染対策 (つづき)					
2-2	エアロゾル感染対策	○効果的な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気 (可能な範囲で2方向)」</li> <li>※いずれの場合も、必要な換気量目安: 1人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時</li> <li>二酸化炭素濃度目安: おおむね1,000ppm以下</li> <li>※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。</li> <li>・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気よどみの解消</li> <li>・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記載を改訂。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気 (可能な範囲で2方向)」</li> <li>※いずれの場合も、必要な換気量目安: 1人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時</li> <li>二酸化炭素濃度目安: おおむね1,000ppm以下</li> <li>※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。</li> <li>・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気よどみの解消</li> <li>・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記載を改訂。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(2022年7月14日)</li> <li><a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日)</li> <li><a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html</a></li> </ul>
		○マスクの着用 (2-1に同じ)	2-1に同じ	2-1に同じ	
		○人と人との距離の確保 (2-1に同じ)	2-1に同じ	2-1に同じ	
2-3	接触感染対策	○手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒が有効。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒が有効。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省チラシ「正しい手の洗い方」</li> <li><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf</a></li> <li>・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」</li> <li><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></li> </ul>
		○共用部の消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」</li> <li><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日)</li> <li><a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html</a></li> </ul>
		○人と人との距離の確保 (2-1に同じ)	2-1に同じ	2-1に同じ	
(3) 場面ごとの感染対策の留意点					
3-1	飲食を行う施設を有する場合	○飲食時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席間隔の確保 (又はパーティションの設置)</li> <li>※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。</li> <li>・手指消毒の徹底</li> <li>→ <b>食事中以外のマスク着用の推奨</b></li> <li>・換気の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席間隔の確保 (又はパーティションの設置)</li> <li>※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。</li> <li>・手指消毒の徹底</li> <li>・換気の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について (改定その8)」(2023年2月10日)</li> <li><a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230210.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230210.pdf</a></li> </ul>
		○ビュッフェスタイルでの飲食物提供時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う (使い捨て手袋の着用は求めない)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う (使い捨て手袋の着用は求めない)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外食業の事業継続のためのガイドライン (2022年12月13日)</li> <li><a href="http://www.ifnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline_221213kai.pdf">http://www.ifnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline_221213kai.pdf</a></li> </ul>
3-2	共有部	○トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドドライヤーは、使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドドライヤーは、使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日)</li> <li><a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html</a></li> </ul>
		○ごみ捨て時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「ごみ処理方法のチラシ」</li> <li><a href="https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf">https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf</a></li> </ul>
3-3	その他の場面	○大声を出す場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 応援や歌など、大声を出す場合には、飛沫感染→エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、2-1飛沫感染対策→2-2エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることが重要。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2 (2023年1月27日)</li> <li><a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimurenaku_seigen_20230127.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimurenaku_seigen_20230127.pdf</a></li> </ul>
		○人と人が長時間対面で会話する場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 人と人が長時間対面で会話する場面では、飛沫感染→エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、2-1飛沫感染対策→2-2エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることが重要。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 厚生労働省HP「マスクの着用について」</li> <li><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00091.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00091.html</a></li> <li>→ 理化学研究所「飛沫やエアロゾルの飛散の様子を可視化し有効な感染対策を提案」→「富士」による新型コロナウイルス対策その11 (2020年11月20日)</li> <li><a href="https://www.rccs.nken.jp/highlights/pickup2/">https://www.rccs.nken.jp/highlights/pickup2/</a></li> </ul>

(4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報					
4-1	集客施設・イベント等における利用者等への対策	○有症状者の入場の防止	<p>(実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者の利用自粛の呼びかけ。</li> <li>・入場時の検温。</li> </ul>	<p>(実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者の利用自粛の呼びかけ。</li> <li>・入場時の検温。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2023年2月10日) <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20230210.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20230210.pdf</a></li> </ul>
		○有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い	<p>(有症状者に対する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。</li> <li>・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。</li> </ul> <p>(陽性者の療養期間等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者の療養期間の短縮。</li> <li>・療養時の外出自粛の取扱いの変更。</li> </ul> <p>(濃厚接触者の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者の待機期間の短縮</li> <li>・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。</li> <li>※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合がありますことに留意。</li> </ul>	<p>(有症状者に対する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。</li> <li>・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。</li> </ul> <p>(陽性者の療養期間等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者の療養期間の短縮。</li> <li>・療養時の外出自粛の取扱いの変更。</li> </ul> <p>(濃厚接触者の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者の待機期間の短縮</li> <li>・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。</li> <li>※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合がありますことに留意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日(8月24日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf</a></li> <li>・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a></li> <li>・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(2022年9月13日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf</a></li> <li>・厚生労働省「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(2022年7月30日一部改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf</a></li> </ul>
4-2	従業員等の行動管理等	○検査やワクチン接種の推進	<p>(職場における検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査を管理する従業員を定めて実施すること</li> <li>・国が承認した検査キットを用いること</li> <li>・重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること</li> </ul> <p>(ワクチン接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。</li> </ul>	<p>(職場における検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査を管理する従業員を定めて実施すること</li> <li>・国が承認した検査キットを用いること</li> <li>・重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること</li> </ul> <p>(ワクチン接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(2022年8月10日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf</a></li> <li>※職場における検査を行う場合には下記事務連絡を参照。 ・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(2022年10月19日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf</a> ※本事務連絡で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</a></li> <li>・厚生労働省HP「新型コロナウイルスワクチンについて」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html</a></li> </ul>
		○海外渡航歴を有する者の出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「水際対策」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</a></li> </ul>
		○テレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲でテレワークを推奨。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲でテレワークを推奨。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(2022年7月15日) <a href="https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenaku_shukkinsha_sakugen_20220715.pdf">https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenaku_shukkinsha_sakugen_20220715.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(オフィス版・製造事業場版)」四訂について(2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html</a></li> </ul>
		○検査やワクチン接種の推進	<p>(医療機関・保健所からの証明書等の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等(療養証明書、検査陰性の証明書等)を求めない。</li> </ul>	<p>(医療機関・保健所からの証明書等の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等(療養証明書、検査陰性の証明書等)を求めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(2022年8月10日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf</a></li> </ul>
		○海外渡航歴を有する者の出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「水際対策」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</a></li> </ul>

(参考：改訂履歴)

第1版(令和4年10月17日) : 初回作成

第2版(令和4年11月8日更新) : 「4-2従業員等の行動管理等」のうち、(職場における検査)の項目を最新の事務連絡に合わせて更新

第3版(令和4年11月11日更新) : 「4-1集客施設・イベント等における利用者等への対策」のうち、COCOAの機能停止について、最新の事務連絡に合わせて更新

第4版(令和4年12月14日更新) : 「3-1飲食を行う施設を有する場合」を、外食業の業種別ガイドライン及び飲食店の第三者認証基準(案)の改正に合わせて更新  
座席間隔補確保(又はパーティションの設置)を求める措置の例外、ビュッフェスタイルでの留意事項を追記

第5版(令和5年1月27日更新) : 「3-3その他の場面」のうち「大声を出す場面」や、「4-1集客施設・イベント等における利用者等への対策」等について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の改定に合わせて更新

第6版(令和5年2月10日更新) : 「2-1飛沫感染対策 ○マスクの着用」や、マスク着用に関連する、「2-1飛沫感染対策 ○人と人との距離の確保」、「3-1 飲食を行う施設を有する場合 ○飲食時」等を、「マスク着用の考え方の見直し等について」(2022年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、更新(令和5年3月13日より適用)